

答申第160号  
平成26年1月17日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成25年4月24日付神保高高第93号及び平成25年5月14日付神保高高第246号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「打合せ記録」及び「グループホーム応募事業採点基準（案）」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

「グループホーム応募事業採点基準（案）」のうち、詳細な評価基準及び配点を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。その余の情報について非公開としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「1. 株式会社〇〇〇が平成24年度認知症高齢者グループホーム事業者に応募した際に提出したと考えられる垂水区西脇1丁目近隣住民への事業の周知に関して記録し提出した文書及び表・図面

2. 平成24年度認知症高齢者グループホーム事業者の選定に際し垂水区西脇1丁目の株式会社〇〇〇の計画について外部委員の意見を聴いて審査し評価した内容を記した文書及び表・図面」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「打合せ記録」（以下「対象文書Ⅰ」という。）と「グループホーム応募事業採点基準（案）」（以下「対象文書Ⅱ」という。）を特定し、対象文書Ⅰのうち特定個人の氏名を、対象文書Ⅱのうち選外となった法人に関する部分及び評価項目の一部を、それぞれ非公開とし、その余の部分を開示する決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定において非公開とされた情報について、選外となった法人名を除き、その公開を求めて異議申立てを行った。

(4) なお、申立人は本件決定に対し、平成25年3月29日及び同年4月22日の2回にわたって異議申立てを行っており、実施機関からは2件の諮問を受けた。本審査会では、2件の諮問が同一の案件であるため、併合して審査を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成25年3月29日付及び平成25年4月22日付の異議申立書、平成25年6月19日付の意見書並びに平成25年8月28日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 対象文書Ⅰの非公開部分について

入手した平成24年度募集要項には認知症高齢者グループホームに応募する事業者は応募締切日（平成24年7月6日）までに地域住民に対して周知のため事業の説明をしなければ応募できないと明記されている。応募した株式会社〇〇〇から地域住民の一

人である私は何の説明も受けていない。株式会社〇〇〇が応募締切日までに地域住民に周知を行った事実があったとしたら誰にいつどのような手法と手段で行われたのかを私は是非知りたい。たとえ個人名であっても公開してもらわなければ、周知したとされることが間違いなく事実であったかどうかを確認することができない。この場合は個人名も含めて全文を公開して頂きたい。でないと真実を隠蔽することになる。

(2) 対象文書Ⅱの非公開部分について

私は選内・選外を問わず外部委員の意見を聞いてどのように審査・評価・選考したのかを是非知りたいのであり、選外となった法人名を記した箇所だけは非公開とするのはやむを得ないが全部を非公開としなければならない必要は何もないし根拠もない。

選外法人名を伏せれば法人名は何人といえどもわからないのだから、選外法人の社会的評価の低下はもちろんあり得ないし、また非公開理由説明書に縷々記されていることも心配するには当たらない。案ずるより産むがやすしである。従って選外法人名だけは非公開とする以外は堂々と隠すことなく、全面・全文公開することがむしろ公共の利益になるので公開してもらいたい。

公開決定通知書に記載されている非公開とする事項には「選外になった法人に関する部分を非公開とする」とは書いているが、株式会社〇〇〇を含む採択された法人名や企業名など 7 つは入っていないので、当然公開してもらわねばならない。不当である。さらに「評価項目の一部を非公開とする」とは記されているが、どのように評価したかの評価項目ごとの点数を非公開とするとは書いていないので、当然公開してもらわねばならない。これも不当である。

後でわかったことだが外部委員が選考・評価する会議が行われていて、議事録があるのにそのことも隠している。形だけの情報公開であってはならない。採択された法人はすべて総合得点だけでなく評価細目ごとの中身も外部委員の選考・評価も当然情報公開してもらわねばならない。

今日は行政の透明性が求められている時代であり、真実の情報を隠蔽することは、条例の第 1 条に定めている条例の目的である「市民の知る権利」を奪い取るばかりでなく「神戸市長が市民に説明する責務」をも放棄するものと言わざるを得ない。よって厳しく再考を促し選外法人名のみを伏せた全面・全文の公開を求める。

(3) 氏名の誤記について

公開決定通知書では請求者氏名を誤記しているので、正しい氏名にして再発行するようお願いする。

(4) 非公開理由の記述について

公開決定通知書にはカッコ書かれて「神戸市情報公開条例第 10 条本文該当」とあるが同 10 条本文にはなんら具体的な規定はなく非公開とする理由には当たらない。

(5) 文書の受け取りについて

私は 3 月 29 日神戸市市民情報サービス課に行って請求された公文書コピー 4 枚代金全額 40 円を支払ったが、長時間待たされた揚句に高齢福祉課〇〇係長から、本日は用

意できないのですぐ郵送すると言われた。しかし4月3日になっても届かないので4月4日に私から〇〇係長に電話で再度請求して、垂水区役所に持参してもらいやつと文書を受け取ることができた。遅くなった理由は何だったのか。私は何も説明を受けていないが説明できない理由があったのだろうと推察する。その間おそらく神戸市はもともと請求された文書がないので、どのようにごまかすかを考えていたと私は推察する。

4枚のうち2枚が公開請求書の内容2.に関するものであったが他の2枚はいずれも私が公開請求したものでは無かった。苦し紛れに請求もされていない文書を2枚出してきたのであろう。文書の日付から1枚は私が請求していない平成23年度申請時に株式会社〇〇〇が提出したと思われる文書であり、他の1枚は株式会社〇〇〇が平成24年度の応募時に提出したものではなく、応募後に提出した書類である。なぜならこの文書は応募締め切り日（平成24年7月6日）を半月以上も過ぎた平成24年7月22日以降に作成されているからである。請求もしていない文書を出されては迷惑である。無いなら潔く文書は受け取っていないから無いと言うべきであり、看過できない由々しき大問題である。2枚分20円も当然返還してもらいたい。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成25年5月28日付の非公開理由説明書及び平成25年7月30日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

##### (1) 対象文書Ⅰの非公開部分と非公開とした理由について

非公開部分（特定個人の氏名）については、特定の個人が識別され、または識別されうる情報であって、社会通念上、他人に知られたくないとすることが通常と認められる。通常的手段で調べられうる特定個人の氏名は公表としており、それ以外の部分については、公にしないことが正当であるものとして、条例第10条第1号アに該当するものと判断し、本件決定を行ったものである。

なお、当該文書においては、事業者が地域住民に対して事業説明を行った事実・内容が明らかであり、事業者が説明した相手方が自治会長・自治会役員であることも明らかである。

##### (2) 対象文書Ⅱの非公開部分と非公開とした理由について

当該文書において非公開とした「選外法人に関する部分」「評価項目の一部」とは、選外法人名のほか、詳細な評価項目、評価基準、配点、各法人の得点等、評価の内容である。

選外法人に関するこれらの情報が公となれば、選外法人の社会的評価の低下を引き起こす可能性が否めないことから、選外法人の情報を公開しない。また、選外法人の公になっていない企画、提案、運営上の情報、法人固有の意思などが明らかとなり、選外法人の今後の事業展開に著しい支障を生じる恐れがある。よって、条例第10条第

2号アに該当するものと判断し、本件決定を行ったものである。

また、評価項目や評価基準は、公募選考において求められている運営法人や施設のあり方に基づいて定めており、その性質上、基本的に継続すべきものであり、毎年公募を行うたびに大きく変更していくものではない。そのため、評価項目の一部である評価項目の細目や配点・得点、および評価基準等の評価内容を公表することは、次年度以降の応募事業者が選考以前に評価に関する情報を得ることになり、事業者が評価が高くなることのみを重視した対策をとることが容易になったり、得点の確保のみを目的とした作為的な計画案が提出される恐れを生ずる。これにより実施機関は応募資料から応募事業者の高齢福祉事業を行う上での理念や方針を理解することが困難となり、市民に対して質の高い施設を整備するという公募選考の目的達成が困難なものとなる。

以上の理由から、当該事務の遂行上著しい支障を生じるものとして、条例第10条第5号本文に該当するものと判断し、本件決定を行ったものである。

(3) 名前の誤記について

申立人指摘の通り、公開決定通知書では請求者の名前を誤記していた。このため、平成25年4月4日に、訂正した文書を再交付している。

(4) 非公開理由の表記について

申立人の指摘通り、公開決定通知書では、「10条5号本文該当」とすべきところ、「5号」の2文字が脱落したまま通知書を発行していた。このため、平成25年4月4日に、訂正した文書を再交付している。

(5) 文書の交付について

申立人は、本件請求において、求める公開の実施の方法については「写しの郵送」を希望されている。しかし、申立人は当初請求と異なり、何の連絡もなく平成25年3月29日に突然来庁されたため、当日は公開文書を用意することができなかった。

その後、平成25年4月4日の公開となったのは、指摘をいただいた氏名の誤記及び非公開理由の表記漏れがあったことについての訂正に関する決裁を行ったためであり、当該決裁は平成25年4月3日に終了、4月4日に郵送する用意を整えていたところであった。

申立人は公開文書のうち2枚（「打合せ記録」2枚）について、「公開請求したものではない」と主張するが、当該「打合せ記録」は、本件請求に該当する文書である。

今回の事業者からの応募においては、①平成23年7月3日の自治会役員会への説明議事、②平成24年7月22日の自治会役員会への説明議事、の合計2枚の資料について提出を受けた。これにより、神戸市は、事業者が昨年より自治会長、自治会役員に対して、計画案の周知を行っていることを確認している。

なお、事業者からは平成24年7月3日に、神戸市に対して平成24年度事業者応募に関する申請書類の提出があったが、この際、神戸市は事業者から「平成24年6月25日に自治会長に計画を説明したところ、平成24年7月22日の自治会役員会でも説明

を行うよう依頼された」旨の口頭説明を受けており、上記②の平成 24 年 7 月 22 日の説明会議事は平成 24 年 7 月 24 日に受領したものである。

今回の株式会社〇〇〇の応募における地域住民等への周知に関する状況は以上の通りであり、募集要項の規定趣旨に合致したものととして、問題はないものと判断している。

以上のように、公開文書（打合せ記録）は、事業者の地域住民への周知のための文書として正当に受領したものであり、申立人の請求する文書に該当する。

申立人が主張する写し代 20 円の返還については平成 25 年 5 月 15 日に返還済みであるが、対象となる公文書が存在しないために返還したのではなく、対象文書の写しの交付を希望しないということでの返還を行ったものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は対象文書Ⅰ「打合せ記録」と対象文書Ⅱ「グループホーム応募事業採点基準（案）」である。

実施機関では、認知症高齢者グループホームを設置運営する事業者を公募し、選考を行った。対象文書Ⅰは、応募事業者である株式会社〇〇〇が作成し、実施機関へ提出した文書であり、同社が地域住民に対して行った説明会の議事概要が記載されている。対象文書Ⅱは、実施機関が事業者の選考を行った際の文書であり、選考の評価項目及び配点並びに各事業者の得点及び評価内容が記載されている。

### (2) 争点

実施機関は、対象文書Ⅰのうち特定個人の氏名を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開とするとともに、対象文書Ⅱのうち選外となった法人に関する部分を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして、また評価項目の一部を条例第 10 条第 5 号本文に該当するとして、それぞれ非公開とする決定を行った。これに対し、申立人は、選外となった法人名を除き、非公開とされた情報について公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、対象文書Ⅰ及び対象文書Ⅱで非公開とされた情報のうち、選外となった法人名を除く情報についての非公開決定の妥当性である。

なお、申立人は氏名の誤記等についても主張しているが、それらは実施機関においてすでに訂正等を行い対応していると認められることから、本審査会では審査の対象としない。

以下、検討する。

### (3) 対象文書Ⅰについて

対象文書Ⅰのうち実施機関が非公開とした部分は、地域住民の氏名及び株式会社〇〇〇の従業員の氏名である。これらは特定の個人が識別される情報であり、通常、こうした記録文書に記載された自己の氏名が広く公にされることは望まないと認められ、保護すべきであることから、実施機関が条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開

としたことは妥当である。

(4) 対象文書Ⅱのうち評価項目及び配点の記載部分について

ア 対象文書Ⅱは、文書の左半分に事業者選考における評価項目及び配点が記載され、右半分に応募した各事業者の得点及び評価内容が記載されている。まずは、評価項目及び配点の記載部分から検討する。

本審査会において対象文書Ⅱを見分したところ、評価項目のうち大項目は公開されており、選考において概ねどのような内容で審査が行われるかは明らかとなっている。例えば、「施設計画」という大項目があり、その中に「日常の利便性」「安全対策」「設備基準等」「既存建物老朽化への対処」という項目があることなどは明らかとなっている。

一方、非公開とされた部分には、各項目における詳細な評価基準と、評価基準ごとの配点が記載されている。詳細な評価基準の中には、数字を示してそれを満たしているか否かを判定するような基準も多く含まれており、こうした基準では、提案内容が当該基準をクリアし、配点欄の得点を得られるかどうかは、ほぼ機械的に判断できるものと思われる。

実施機関は、こうした詳細な評価基準及び配点が公開されると、次年度以降の応募事業者が評価が高くなることのみを重視した対策をとることが容易になったり、得点の確保のみを目的とした作弄的な計画案が提出されるおそれが生じると主張している。

イ しかし、本件は、高齢化が進展し高齢者施設の需要が増加する中、認知症高齢者グループホームを設置運営する事業者を実施機関が選考したもので、良質で安定的なサービス提供を行うことができる事業者が適正に選考されたかどうかは、市民の正当な関心事であり、実施機関には可能な限り選考過程を市民に説明することが求められているというべきである。

ウ 本件における評価基準は、事業者の提案内容をどのように評価するかを示したものであるが、言葉を換えると、実施機関が望ましいと考え、高く評価する運営計画や施設計画等を示したものであり、また、配点はそれぞれの重要度合を示したものであるといえる。

これまで応募する事業者にとって、実施機関が望ましいと考える施設のあり方の詳細は推測に頼らざるを得なかったところであるが、本件の評価基準及び配点が公になれば、次年度以降の選考に応募する事業者は、当該基準及び配点を参考に、より望ましい運営計画や施設計画等を提案することが可能となる。結果として、より質の高い施設の整備につながり、市民福祉の向上に寄与すると考えられる。

エ また、選考においては他の応募者との競争となる以上、応募する事業者は他の応募者よりも優れた提案をしようと創意工夫することが想定される場所であり、次年度以降の選考において、たとえ本件の評価項目及び配点を参考にした提案がなされとしても、各事業者の提案内容が画一的になり、実施機関の公募選考事務に著しい支障を及ぼすとは考えられない。

オ 実施機関が懸念するように、今後の選考において、得点の確保のみを目的とした計画案が提出されるおそれがあることは否定できないが、高評価を受けようとする事業者が自己の能力に比して過大な計画案を提案する可能性は、詳細な評価基準や配点が公開されずとも起こり得ることであり、通常、選考の過程では、そうした提案を排除するため、提案内容の実現可能性についても評価がなされるものと考えられる。本件においても、実施機関は運営実績や資金計画等の評価項目を設けており、同様の観点からの評価を行っていると思われる。

したがって、詳細な評価基準や配点を公にしたとしても、実施機関の公募選考事務に著しい支障を及ぼすとは認められない。

カ 以上より、非公開とされた詳細な評価基準及び配点は条例第10条第5号に該当するとはいえず、むしろ公にすることにより、選考過程の透明性を高め、市民への説明責務を果たし、ひいては市民との協働と参画の推進に資するものと考えられる。

(5) 対象文書Ⅱのうち事業者の得点及び評価内容の記載部分について

ア 次に、対象文書Ⅱのうち事業者の得点及び評価内容の記載部分について検討する。

実施機関による本件決定においては、各事業者の得点及び評価内容の記載部分のうち、選定された事業者名と選外を含む全事業者の総合得点は公開されており、選外となった事業者名と全事業者の得点内訳及び評価内容が非公開とされている。申立人は選外となった事業者名の非公開については争っていないことから、得点内訳及び評価内容の記載部分について検討する。

本審査会において対象文書Ⅱを見分したところ、非公開とされた得点内訳及び評価内容の記載部分には、個々の評価基準における事業者の得点、提案内容及び評価が記載されている。具体的には、人員配置や連携する医療機関、利用者負担額などの項目について、人数や関係機関名、金額など各事業者の提案内容が明確に記載されているほか、各事業者の財務状況に対する得点及び評価などが記載されている。

イ 人員配置や連携する医療機関等の提案内容は当該事業者の経営戦略上の情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、事業者にとって、通常、秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

また、財務状況に対する得点及び評価は、本件の応募提案に対する評価にとどまらず、各事業者の社会的な評価に影響を与えるおそれがあると考えられる。

ウ したがって、非公開とされた得点内訳と評価内容の記載部分は、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、実施機関が条例第10条第2号アに該当するとして非公開としたことは妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。



(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年4月24日	—	* 諮問書を受理
平成25年5月14日	—	* 諮問書を受理
平成25年5月28日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年6月19日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議
平成25年7月30日	第270回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年8月28日	第271回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成25年9月20日	第272回審査会	* 審議
平成25年11月12日	第273回審査会	* 審議
平成25年12月27日	第274回審査会	* 審議